

12月10日(金) 産業建設常任委員会

議案第73号 真岡市まちのお休み処の設置及び管理条例の一部改正について

真岡市まちのお休み処もめん茶屋の開館時間を改めるものです。



問 もめん茶屋における開館時間の限度を『午後9時まで』とした根拠は。

答 観光客だけでなく、市民にも気軽に立ち寄っていただき、仕事帰りのテイクアウトや、夕食を提供できる営業も可能とするため、『午後9時まで』という幅を持たせた時間帯を設定したものです。

⇒ 全員一致で可決

12月13日(月) 総務常任委員会

議案第76号

真岡市複合交流拠点施設の設置及び管理条例の制定について

議案第77号

工事請負契約について

議案第78号

指定管理者の指定について

複合交流拠点施設(図書館・子育て支援センター・地域交流センター)を整備するため、管理条例の制定、建設事業者の選定及び指定管理者の指定を行うものです。

問 この施設は、図書館、子育て支援センターおよび地域交流センターの機能を併せ持つ施設であるが、その中で地域交流センターはどのようなものになりますか。

答 地域交流センターは、住民相互の交流の場であり、居場所として位置付けており、具体的には市民が自由に利用できるフリースペースとしての利用や、図書館及び子ども広場の運営者などがイベントや講座などを開催する場所としての利用を考えています。

問 商業施設は整備しないのですか。

答 規模は小さいが、カフェ事業を行う予定であり軽食を提供する計画です。

⇒ 全員一致で可決